

「情報公開法」の成立を進める陳情書

東京都議会議長に下記の内容の陳情書を持参し、同様の内容で、東京都23区の議長宛に郵送しましたので、会の活動の一旦としてご報告致します。

東京都議会議長殿

情報公開法の早期制定と政府案の修正を求める陳情(趣旨)

政府に対し、情報公開法の早期制定と政府案の修正を求める意見書を提出して下さい。

(理由)

本年10月に閉会された臨時国会では、我が国の経済再建が最も重要な過大であった。確かに経済再建は待ったなしの緊急課題であるが、それと同じように重要な課題・法案であった情報公開法の成立が、見送られたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ない。

そもそも、今日のような経済状態に陥ったのは、官僚が金融機関の不良債権の実態を明らかにせず、その処理を先送りしてきたからである。もし、徹底した情報公開が行われていたならば、こうした事態は防げたかもしれない。

今後、政府は経済再建のために様々な政策を打ち出すものと思われるが、それらに巨額の税金を投

情報公開特別委員会委員長 治田桂四郎
入るのであれば、徹底した情報公開を行い、国民の理解と同意を得るべきである。

国会は、優先的に情報公開法案の審議を進め、今月27日に召集される臨時国会又は、次期国会における成立をはかり、経済再建の前提条件を早急に整備すべきである。

こうした状況を鑑み、貴都議会におかれまして、我が国で制定される初めての情報公開法が誰でも使いやすいものとなるよう、次の点について政府に求める意見書を提出して下さい。

1. 情報公開法を次期通常国会、もしくは、それまでに召集される臨時国会で可決・成立させること。
2. 政府案を可決・成立させる場合は次の点を修正すること。
 - ①法の目的に「知る権利の保障」「行政の監視・参加」を明記すること。
 - ②閲覧・視聴については手数料を無料にすること。
 - ③請求の住所地で裁判を起こせるようにすること。

平成10年11月17日

提出者 住所 東京都練馬区南大泉 3-27-18
氏名 平成維新を実現する都民の会
代表 治田桂四郎

「会名変更」の誌上論議を終えて

生活者通信編集者 杉原健児

のキャンペーンを張りました。お陰で、9月号では治田桂四郎・小俣一郎・大谷和夫・平岡昭三、10月号では松延周平・佐藤鶴次郎・澤井正治・井上小枝子、12月号では足代桂・石黒廣洲の各氏の投稿が掲載されました。

単に会名変更論議に留まらず、会の本来のあり方や将来の方向などにも言及された論も多く、私を含め、会員の皆さんにも大変有意義な論議であったと思っております。結果も大切ですが、このプロセスにおいて出された多くの意見は、今後の本会にとって貴重な財産になると心から喜んでおります。

生活者通信に投稿された有志の方々、またそれらをお読み頂いた会員の方々、本当に有り難うございました。

会名変更に関する論議はかなり以前からありましたが、特に具体化したのは本年7月の第4期代表選出の頃からです。7月の総会で議決したいとの強硬な意見もありましたが、私は拙速過ぎると猛反対しました。何故なら、一般会員にはその真意が分からないまま、賛否を問い決定することは、民主主義の理念にも反し、会員の減少や会の分裂にもつながりかねないと考えたからです。

このような会にとって重要な問題は、会員全員が知りうる「会報上」で議論を十分戦わし、他の会員がどのような考えを持っているかを熟知した上で、全会員が納得する形で決めるべきだと考えました。

本年末までに結論を出したいという、代表の強い要望に従い、生活者通信に「会名変更の意見を！」

会報へ「投稿」下さい！

「会報」は、会員の皆さんの間を結ぶ情報ネットワークです。情報の一方通行ではなく、相互交流のための会員のメディアです。是非、多くの皆さんの投稿をお待ちしております。

「投稿」された原稿は、原則として「掲載」させて頂きます。従って「会の理念や方針」と多少異なった「個人的意見」が、執筆者個人の責任で掲載されることがありますので、ご了承下さい。

読者欄新設

生活者通信に書かれた記事で、異論、反論もごさいましょう。また、論文を書くほどの時間は割けない方も多いと存じます。小生が窓口になりますので原稿をお寄せ下さい。

単に良かった、あるいは納得できない、の短い内容で結構です。200字程度を考えております。澤井正治が編集担当です。

(TEL 03-3302-1962 FAX 03-3302-2110)